

# 桐生市火災予防条例の一部改正について

～お祭り等を開催する場合に必要な事項について～

京都府福知山市の花火大会で発生した事故の再発を防止し、適切な防火管理体制を徹底するため、桐生市火災予防条例の一部改正を行いました。

市内で開催されるイベントを安心・安全なものとするため、条例改正の概要をお知らせします。以下の内容を御理解の上、御協力をお願いいたします。

## 主な改正の内容① (平成26年10月1日から義務付けられました。)

### 1 消火器の準備

(第18条～第22条)



基本は、対象火気器具を使用する者が、対象火気器具ごとに準備します。ただし、1つの屋台に複数の対象火気器具があれば共有可能。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し※1で、対象火気器具等※2を使用する場合には、屋内、屋外にかかわらず消火器の準備が必要となります。

※1 その他の多数の者の集合する催しとは、一時的に一定の場所に人が集合する催しであって、社会的広がりをもつものが該当します。(近親者によるバーベキュー、幼稚園の保護者が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなどは、対象外となりますが、万一の場合に備え、消火器など消火の準備をしましょう。)



**対象となる催しの例…高校・大学の学園祭、自治会等の夏祭り、フリーマーケットなど**

※2 対象火気器具とは、こんろ、発電機、ストーブ、ガス炊飯器、たこ焼き器、炭火焼器、わたあめ製造機などが該当します。



### 2 露店等の開設届出書 (第45条 第6号)

1で記載している催しにおいて、対象火気器具を使用する露店、屋台、模擬店などを開設する場合(屋外に限る。)は出店数にかかわらず、「露店等の開設届出書」を、あらかじめ消防長に届出する必要があります。(届出先は、お近くの消防署、分署となります。)

届出者は、露店等を開設する者が届け出ることが基本となりますが、一つの催しに複数の露店が開設される場合は、催しの主催者が一括して届出してください。

### 3 屋外での大規模な催しを開催する場合の防火管理

#### (1) 指定催しの指定 (第42条の2)

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件<sup>※3</sup>に該当するもので、火災が発生した場合に人命、又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、催しを指定するときには、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に通知し、公示<sup>※4</sup>します。

※3 大規模なものとして消防長が定める要件とは、「大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路などを会場として露店等（対象火気器具の無い露店も含む。）の数が100店舗を超えるの規模の催しとして計画されている催し」

※4 通知の方法は、書面（指定通知書）をもって行い、公示は、桐生市役所、桐生市消防本部及び担当署・分署の掲示板に掲示します。

◎上記要件に該当する催しを企画する場合は、指定をするために、主催者の意見を聴きますので、下記お問い合わせ先まで連絡をお願いします。

◎なお、上記の要件に該当しない場合でも、裏面に記載している届出の必要がある場合がございますので、お近くの消防までお問い合わせください。



#### (2) 屋外催しに係る防火管理 (第42条の3)

(1)で指定催しに指定された催しの主催者は、「防火担当者」を定め、その者に「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、その計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることが義務付けられます。

また、「指定催し」を開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出することが義務付けられます。（提出部数2部）

#### (3) 罰則 (第49条、第50条)

指定催しを主催する者が、(2)の計画を提出しなかったときは、30万円以下の罰金に処されることがあります。

## お問い合わせ先

桐生消防署	0277-47-1705	桐生みどり消防署	0277-77-1177
東分署	0277-46-2399	大間々新里分署	0277-73-1555
南分署	0277-46-1165	黒保根東分署	0277-97-2609

消防本部予防課 0277-47-1703 ※予防課へのお問い合わせは、  
月～金曜日（祝日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで